（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（減容化施設整備課の所掌事務）

第六条の四　減容化施設整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　減容化施設（福島県の区域内において汚染廃棄物等（放射性物質汚染対処特措法第四十六条に規定する汚染廃棄物等をいう。以下同じ。）の減容化のための処理を行うために設置される施設（第六条の六第一号に規定する中間貯蔵施設を除く。）をいう。以下同じ。）の整備に係る調査並びに工事の設計、施工及び管理に関すること。

二　減容化施設の運営、保全その他の管理（減容化施設における汚染廃棄物等の保管及び処分を含む。）に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、減容化施設に係る事務及び事業に関すること。

（除染等推進第一課、除染等推進第二課、除染等推進第三課及び除染等推進第四課の所掌事務）

第六条の五　除染等推進第一課、除染等推進第二課、除染等推進第三課及び除染等推進第四課を置く場合には、第二十九条の規定に基づき、第六条の二第一項第二号から第四号まで、第六条の三第一項第一号から第七号まで、第六条の四第一号から第三号まで及び第六条の八第一号から第三号までに規定する事務を分掌する。

（調査設計課の所掌事務）

第六条の六　調査設計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　中間貯蔵（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第二条第四項に規定する中間貯蔵をいう。）を行うために必要な施設（以下「中間貯蔵施設」という。）の整備に係る調査に関すること。

二　中間貯蔵施設の設計及び施工方法に関すること（工務課の所掌に属するものを除く。）。

三　前二号に掲げるもののほか、中間貯蔵施設の整備に関する事務及び事業に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

（工務課の所掌事務）

第六条の七　工務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　中間貯蔵施設の整備に関する工事費の積算に関すること。

二　中間貯蔵施設の整備に関する工事の実施設計、施工その他の工事管理に関すること。

（輸送課の所掌事務）

第六条の八　輸送課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　中間貯蔵施設への福島県内除去土壌等（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第二条第二項に規定する福島県内除去土壌等をいう。以下同じ。）の輸送に関する企画及び調整に関すること。

二　中間貯蔵施設への福島県内除去土壌等の輸送に係る環境対策及び安全対策に関すること。

三　中間貯蔵施設へ輸送する福島県内除去土壌等の管理及び輸送車両の運行管理に関すること。

（管理課の所掌事務）

第六条の九　管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　中間貯蔵施設に係る電力、水及び情報通信の確保に関すること。

二　中間貯蔵施設の運営、保全その他の管理に関すること。